

発議第16号

松阪市住民協議会条例の制定について

松阪市住民協議会条例を次のように制定する。

平成25年11月27日 提出

松阪市議会議員	海	住	恒	幸
	前	川	幸	敏
	深	田		龍

松阪市住民協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、市政運営の基本に市民参加を位置づける松阪市において、原則として小学校区を一つの単位に設置される住民協議会について必要な事項を定めることにより、地域の住民による身近な地域課題の解決と地域の個性を生かしたまちづくりの促進を図り、もって住民福祉の一層の向上に寄与することを目的とする。

(住民協議会の役割)

第2条 住民協議会は、中長期的な視点から身近な地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりを自主的に行うものとする。

2 住民協議会は、その構成員の参画のもと、地域の将来像を盛り込んだ地域計画を策定するものとする。

(住民協議会と市との関係)

第3条 市は、身近な地域課題の解決について、自主性及び自律性に配慮したうえで、住民協議会に委ねることを基本としたうえで、補完関係を築くものとする。

2 市は、住民協議会がその活動において必要とする財源の確保や、専門的な技術及び知見に関して必要な支援を行うものとする。

(認定要件)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たした団体を住民協議会として認定することができる。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域に定めていること。ただし、他の住民協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
- (2) 住民協議会の目的、名称、区域、事務所の所在地、代表者、会議等を規定した規約を定めていること。
- (3) 区域に居住する個人及びその区域で活動する団体等を構成員とすること。

- (4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。

(禁止事項)

第5条 住民協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) その他市長が不適当な活動として特に規則で定めるもの

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。